



自治体債権の管理・回収（基礎）

日 程	7月12日（火）・13日（水）【2日間】
対 象	債権の管理・回収業務を担当する職員【定員90名程度】
ねらい	自治体の抱える自力執行力のない各種債権の管理や回収する方策について、法律を中心とした基礎知識を習得することによって、各区が自らの努力で歳入を確保し得る債権管理に必要な職務遂行能力の向上を図る。
場 所	受講決定通知にてお知らせいたします。

カリキュラム

※講師は、いずれも東京弁護士会所属弁護士

7月	時間	教科目	講師名（敬称略）
12日 （火）	9：00 ～ 11：45	任意の履行を求める措置、強制的な措置等（講義）	弁護士 澤村 暁
	12：45 ～ 14：15	債権の発生、担保の設定、日常の債権管理（講義）	弁護士 中野 敬子
	14：30 ～ 17：00	債務者が履行遅滞に陥った場合の対応（督促、納付相談） （講義・演習）	弁護士 加藤 卓也
	13日 （水）	9：00 ～ 11：45	時効管理、不納欠損（講義）
12：45 ～ 14：15		任意整理、破産手続（講義）	弁護士 鎌田 博徳
14：30 ～ 17：00		裁判所の利用、訴状起案、強制執行（講義・演習）	弁護士 中村 英示
計		2日間（14時間）	

12月上旬実施予定の「自治体債権の管理・回収（演習）」と併せて受講すると効果的です。募集については別途お知らせいたします。

【問合せ先】

特別区職員研修所
教務第1課 専門研修係
TEL 03-5298-3927

